広島県告示第48号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項に規定する特定施設の設置許可の申請があったので，同条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成31年１月28日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県竹原市忠海中町一丁目１番25号 アヲハタ株式会社 代表取締役社長　野澤　栄一
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市竹原町1678番地の13 アヲハタ株式会社　竹原工場

２　申請の内容

３－ホ　水産食料品製造業の用に供する湯煮施設１基，４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設６基及び４－ニ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設５基を廃止後，４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設12基，４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設３基及び４－ニ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設１基を設置する。また，４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設１基，74　特定事業場から排出される水の処理施設１基及び汚水等処理施設２基の使用の方法を変更する。さらに，排水口１ヶ所における排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

（その１）３－ホ　水産食料品製造業の用に供する湯煮施設１基　廃止

（その２）４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設６基　廃止

（その３）４－ニ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設５基　廃止

（その４）新設

種類			4－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（バキュームニーダー㉙）		4－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（ダイサー㉓）	
能力			680kg/基　配合量		2,000kg/日	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）		６時30分から16時30分，10時間／日（なし）		７時から17時，10時間／日（なし）	
	項目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	6	6	4.5	6
		化学的酸素要求量（単位：mg/L）	100	100	90	90
		浮遊物質量（単位：mg/L）	40	60	30	60
		窒素含有量（単位：mg/L）	20	20	2	2
		燐含有量（単位：mg/L）	2	2	2	2
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位：mg/L）	144	144	14.4	14.4
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）		25	25	10	10

（その５）新設

種類	4－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（ダイサー㉕）	4－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（チョッパー㉔）
能力	4,500kg/h	650～950kg/h

工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日			工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			７時から17時，10時間／日 (なし)		７時から17時，10時間／日 (なし)	
	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		4.5	6	4	6
		化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	90	90	4	4
		浮遊物質量		30	60	40	60
		窒素含有量		2	2	36	36
		燐含有量		2	2	2	2
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		14.4	14.4	259.2	259.2
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：㎥)			10	10	10	10

（その６）新設

種類		４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 （スライサー㉑㉒，２基）		４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 （チョッパー㉘）	
能力		400～7,800kg/h		550～800kg/h	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	７時から17時，10時間／日 (なし)		７時から17時，10時間／日 (なし)	
	項目	通常	最大	通常	最大

用の方法	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		4	6	4	6
		化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	3	3	4	4
		浮遊物質量		40	60	40	60
		窒素含有量		30	30	36	36
		燐含有量		3	3	2	2
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		216	216	259.2	259.2
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m³）			20	20	10	10

（その７）新設

種類				４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（果実加工品真空式レオニーダー⑮）		４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（チョッパー⑲）	
能力				600L/基　配合量		800～1,200kg/h	
工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日			工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）			６時30分から16時30分，10時間／日（なし）		８時から17時，９時間／日（なし）	
	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		4.5	5.5	4.5	5.5
		化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	1,100	1,200	90	90
		浮遊物質量		10	20	10	20
		窒素含有量		75	90	3	3
		燐含有量		7	10	1	1

		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	−	−	21.6	21.6
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）		20	20	10	10

（その８）新設

種類				４−イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（ダイサー⑯）		４−イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（ダイサー⑰）	
能力				1,000kg/h		4,500kg/h	
工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日			工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）			８時から17時，９時間／日（なし）		８時から17時，９時間／日（なし）	
	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		4	4	4	4
		化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	90	90	90	90
		浮遊物質量		10	20	10	20
		窒素含有量		3	3	3	3
		燐含有量		1	1	1	1
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		21.6	21.6	21.6	21.6
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）			10	10	10	10

（その９）新設

種類		４－イ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（ダイサー⑱）		４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設（容器洗浄機㉖㉗，２基）	
能力		4,000kg/日		55L/min/回	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	工事着手当日		工事着手当日	
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）	８時から17時，９時間／日（なし）		14時から17時，３時間／日（なし）	
	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態　水素イオン濃度（単位：水素指数）	4	4	4.5	6
	化学的酸素要求量（単位：mg/L）	90	90	2,100	2,400
	浮遊物質量（単位：mg/L）	10	20	30	60
	窒素含有量（単位：mg/L）	3	3	95	110
	燐含有量（単位：mg/L）	1	1	7	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位：mg/L）	21.6	21.6	684	792
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）	10	10	20	20

（その10）新設

種類		４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設（容器洗浄機⑯）	４－ニ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設（ボイル装置㉚）
能力		55L/min/回	165kg/h
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着手当日	工事着手当日

等	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	14時から17時，３時間／日 (なし)		７時から17時，10時間／日 (なし)	
	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態 水素イオン濃度（単位：水素指数）	4.5	5.5	4	6
	化学的酸素要求量（単位：mg/L）	1,100	1,200	1,400	1,500
	浮遊物質量（単位：mg/L）	10	20	20	30
	窒素含有量（単位：mg/L）	75	90	95	110
	燐含有量（単位：mg/L）	7	10	7	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位：mg/L）	540	648	684	792
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：m³)	10	10	15	15

（その11）変更

		変更前	変更後
種類		４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 （フルーツプレパレーション容器洗浄機⑮）	４－ロ　野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 （ホイップ容器洗浄機⑮）
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着工後30日	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	７時から16時，４時間／日 (なし)	14時30分から16時，1.5時間／日 (なし)

（その12）変更

		変更前		変更後	
種　　　　　　　　　　　　　類		74　特定事業場から排出される水の処理施設（共同排水処理施設74）			
工期等	工　事　着　手　予　定　年　月　日	許可後直ちに			
	工　事　完　成　予　定　年　月　日	着工後30日			
	使　用　開　始　予　定　年　月　日	完成後直ちに			
使用の方法	排出される汚水等の１日当たりの量 （単位：㎥）	通　常	最　大	通　常	最　大
		668	671	664	667

(2)　汚水等の処理の方法

（その１）変更

					変更前				変更後			
種　　　　　　　　　　　　類					共同排水処理施設74							
工期等	工　事　着　手　予　定　年　月　日				許可後直ちに							
	工　事　完　成　予　定　年　月　日				工事着手後１ヶ月							
	使　用　開　始　予　定　年　月　日				完成後直ちに							
使用の	処理前処理	汚水等の汚染	項　　　　　　　　目		通　常		最　大		通　常		最　大	
					処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
			生物化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	1,860	74	1,900	90	1,555	74	1,576	90
			化学的酸素要求量		1,269	74	1,478	90	1,065	74	1,231	90
			窒素含有量		85	55	100	65	72	55	84	65

方	後の状況	燐含有量		7	4	10	6	7	4	9	6
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		383	3	436	60	398	3	451	60
法	１日当たりの排出量（単位：m^3/日）			668	668	671	671	664	664	667	667

（その２）変更

		変更前				変更後			
種類		滅菌器							
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに							
	工事完成予定年月日	工事着手後１ヶ月							
	使用開始予定年月日	完成後直ちに							
使用の方法	１日当たりの排出量（単位：m^3/日）	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		2,008	2,008	2,011	2,011	2,004	2,004	2,007	2,007

(3)　排出水の汚染状態

変更

			変更前		変更後	
排水口名	項目		通常	最大	通常	最大
排水口	化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	37.9	63.1	37.8	63.0
	窒素含有量		23.8	37.3	23.8	37.2
	汚水等の量（単位：m^3/日）		2,008	2,011	2,004	2,007

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

平成31年１月28日から平成31年２月18日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市まちづくり推進課